

浜 松 市 教 育 委 員 会 会 議 録

- 1 開催日時 令和7年3月14日（金）
14時00分～14時30分
- 2 開催場所 イーステージ浜松オフィス棟6階
教育委員会室
- 3 出席状況 教 育 長 宮 崎 正
教育長職務代理者 黒 柳 敏 江
委 員 田 中 佐和子
委 員 下 鶴 志 美

(職員)
学校教育部長 奥 家 章 夫
学校教育部次長（教育総務課長） 山 本 卓 司
学校教育部次長（教職員課長） 河 合 信 寿
学校教育部参事（教育総務課） 鈴 木 公 一

(事務局職員)
教育総務課専門監（課長補佐） 川 副 哲 士
教育総務課副主幹 澤 木 翔
- 4 傍聴者 なし
- 5 議事内容 別紙のとおり
- 6 会議録作成者 教育総務課 澤木 翔
- 7 記録の方法 審議事項について発言者の要点記録
録音の有無 無

8 会議記録

（教育長）令和7年3月14日の浜松市臨時教育委員会を開催する。
傍聴についてはどうなっているか。

（事務局）0人である。

（教育長）第18号議案及び第19号議案については、人事に関する案件であるため非公開で行うこととするが、よろしいか。

(異議なし)

(教育長) それでは、一部非公開とする。

本日の会議録署名人は田中委員と下鶴委員にお願いする。

会期は本日限りである。

本日は、議案が3件ある。

最初に、第17号議案「浜松市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について」教育総務課から説明をお願いする。

(教育総務課) 第17号議案「浜松市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について」説明する。提案理由は、組織改正により教育施設課から教育総務課に事務が移管されることに伴い、浜松市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正するものである。

新たな課または役職の設置をする際には、人事異動の内示の時期に合わせて規則を公布することが慣例となっているため、月末の定例会ではなく、本日の臨時会においてご審議いただくものである。

改正内容は、教育のD X及び教育データの利活用の着実な推進と学校における働き方改革の更なる推進を図るため、教育施設課が所掌する教育の情報化の推進及びI C T教育の環境整備に関する業務を「教育総務課」へ移管するものである。これに伴い、教育施設課の「I C T教育推進担当課長」を廃止し、教育総務課に「教育D X推進担当課長」を設置し、記載の事務を所掌させるものである。

施行期日は、令和7年4月1日である。

(教育長) ご意見、ご質問はあるか。

(下鶴委員) 教育総務課は担当課長が2人になるのか。

(教育総務課長) そのとおりである。

(下鶴委員) 教育施設課の業務はどのようなになるのか。

(教育総務課長) 教材、情報環境整備、I C T教育推進グループと管理グループの一部業務が教育総務課に移る。学校敷地の管理など整備と一体で処理するような事務は教育施設課に残ることになる。

(教育長) その他ご意見、ご質問はあるか。

(意見なし)

(教育長) 本議案を承認してよろしいか。

(異議なし)

(教育長) それでは、承認する。
ここから非公開案件を審議する。

(中略)

(教育長) 以上で、本日の臨時教育委員会を終了する。